

総合評価一般競争入札を行うにあたって、入札条件等につき次のとおり公告する。

令和6年7月2日

豊橋市長 浅井 由崇

第1 入札に付する事項

- 1 事業名 豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業
(以下「本事業」という。)
- 2 事業場所 愛知県豊橋市橋良町字向山4-41
- 3 事業内容 要求水準書のとおり
- 4 事業期間 令和7年9月1日から令和17年8月31日まで
- 5 債務負担行為
豊橋市(以下「市」という。)は、本事業契約に関して、「3,100,000千円に物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 入札参加者の構成等
本事業の入札参加者の構成等は、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加者は、次に掲げる企業を含む単体企業もしくは企業グループとする。ただし、厨房機器関連企業は入札参加者となることはできない。
 - ア 運営企業
 - イ 維持管理企業
 - ウ その他企業 … 必要に応じ、その他企業として本事業に関連する業務を行う企業参加を認めるものとする。
 - (2) 入札参加者は、参加表明時に各企業の役割を明らかにすること。SPCを設立する場合、構成員のみ又は構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名を明らかにするものとする。
 - (3) 入札参加者は代表として応募手続き等を行う代表企業を1者定めること。SPCを設立する場合、代表企業は構成員とする。
 - (4) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業の変更について、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協

議を行う。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成企業の変更及び追加を認める予定である。提案書の提出以降、契約締結までの期間における、代表企業以外の構成企業の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

- (5) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者として入札に参加することはできない。また、入札参加者の構成企業のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成企業となることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

2 入札参加者に必要な資格

参加表明書提出期間の最終日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

ア 本事業を円滑に遂行できるための安定的かつ健全な財務能力として以下の状態でないこと。

・当期経常損益が2期連続赤字かつ、自己資本金額が2期連続債務超過の状態

イ 令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。

- (2) 運営企業は、(1)の要件に加えて次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で運營業務を実施する場合、全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

ア HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設（HACCP の認証を取得した施設をいう。）で運営計画等を作成し運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設で運営計画を作成し運営した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等を有する者をいう。

イ ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの大量調理施設（「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第65号別添）が対象とする施設を指す。以下同じ。）の調理業務を行った実績を有していること。

- (3) 維持管理企業は、(1)の要件に加えて次の全ての要件を満たしていること。

ア ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの大量調理施設の維持管理業務を包括的に受託した実績を有していること。

3 入札参加者の制限

本入札の公告の日から落札者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 豊橋市から入札参加停止措置に付されている者でないこと。
- (3) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分に付されている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。

ア パシフィックコンサルタンツ株式会社

イ 日比谷パーク法律事務所

- (7) 本事業にかかる評価委員会の委員及び委員と資本面若しくは人事面において関係のある者でないこと。

4 参加資格要件の確認基準日及び失格要件

参加資格要件確認基準日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記1～2の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは3の制限に該当するような事態が生じた場合、当該入札参加者は失格とする。ただし、入札参加者のうち代表企業以外の構成企業が要件等を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

落札者の決定以降、契約の締結までの期間に、落札者の構成企業が上記1～2の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは3の制限に該当するような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

第3 入札手続に関する事項

1 契約条項を示す場所及び問合せ先

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館11階
TEL 0532-51-2821 FAX 0532-56-8300
E-mail hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

2 入札公告、入札説明書等の公表

市は、入札公告を行い、入札説明書等をホームページ上に公表する。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/3223.htm>

3 入札参加表明書等の提出

ア 受付期間

令和6年8月19日（月）午前9時から 8月23日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館11階

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

エ その他

持参の場合は、受付期間中の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に持参すること。また、郵送の場合は、期限までに必着とし、「豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業入札関係書類在中」と朱書きの上、簡易書留郵便又は配達証明郵便により送付すること。郵送の場合は、保健給食課の担当者が受領していることを電話にて確認すること。

4 入札書類及び提案書の提出

ア 日時

令和6年11月8日（金）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館11階

ウ 提出方法

持参すること（郵送不可）。

エ その他

入札書類の作成方法等については入札説明書を参照すること。

5 入札保証金
免除

第4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

また、落札者の決定基準は、「豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業落札者決定基準」のとおりとする。

第5 その他

詳細は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。